

令和8年度テンミリオンハウス 運営団体応募要領

この応募要領は、本年度実施するテンミリオンハウスの運営団体公募に対し応募を希望又は検討される団体にお配りしております。応募される場合は、応募要領に従い事業のご提案をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今回の公募で提案した事業が採択された団体は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間にわたってテンミリオンハウスの運営をしていただきます。

※ 公募の結果、運営団体が交代する場合、前運営団体からの引継ぎ期間及び開設準備期間は、新運営団体決定から令和9年3月31日までの間に行っていただきます。

1	テンミリオンハウス事業の概要	・・・	1 ページ
2	応募対象施設	・・・	1～2 ページ
3	応募の手順	・・・	3 ページ
4	応募方法	・・・	4 ページ
5	審査方法	・・・	5 ページ
6	スケジュール	・・・	5 ページ
7	補助金額について	・・・	6～7 ページ
8	各施設の概要（参考資料）	・・・	8～10 ページ
9	問い合わせ	・・・	裏表紙

1 テンミリオンハウス事業の概要

テンミリオンハウス事業とは、地域の実情に応じた福祉サービスを提供する、市民等の「共助」の取組みに対して、武蔵野市が年間1,000万円（テンミリオン）を上限とする運営費補助金と事業内容に応じた事業費補助金を提供するとともに、活動場所（テンミリオンハウス）の無償貸与等を行う事業です。運営団体は、各施設とも5年に一度の公募により決定し、テンミリオンハウス事業の理念である、

市民の身近にあって、**小**さな規模で、**軽**快なフットワークで地域の実状に応じた福祉サービスを柔軟に提供すると共に、誰もが集える支え合いの場となるよう、地域住民や福祉関係の事業所等と緊密に連携しながら、事業運営を行うものです。

実際の事業運営では、武蔵野市民社会福祉協議会が市からの委託により、様々な運営支援を行う体制になっています。

なお、テンミリオンハウス事業で想定する利用対象者は、「地域において生活支援・見守り・社会とのつながりを維持する必要がある方」です。現在、自力で通所が可能な比較的元気な高齢者を主な利用者としたテンミリオンハウスが7ヵ所あり、健康維持や増進、介護予防、認知症予防などに事業の重点が置かれています。一部、乳幼児親子を利用対象に含む施設があります。

2 応募対象施設

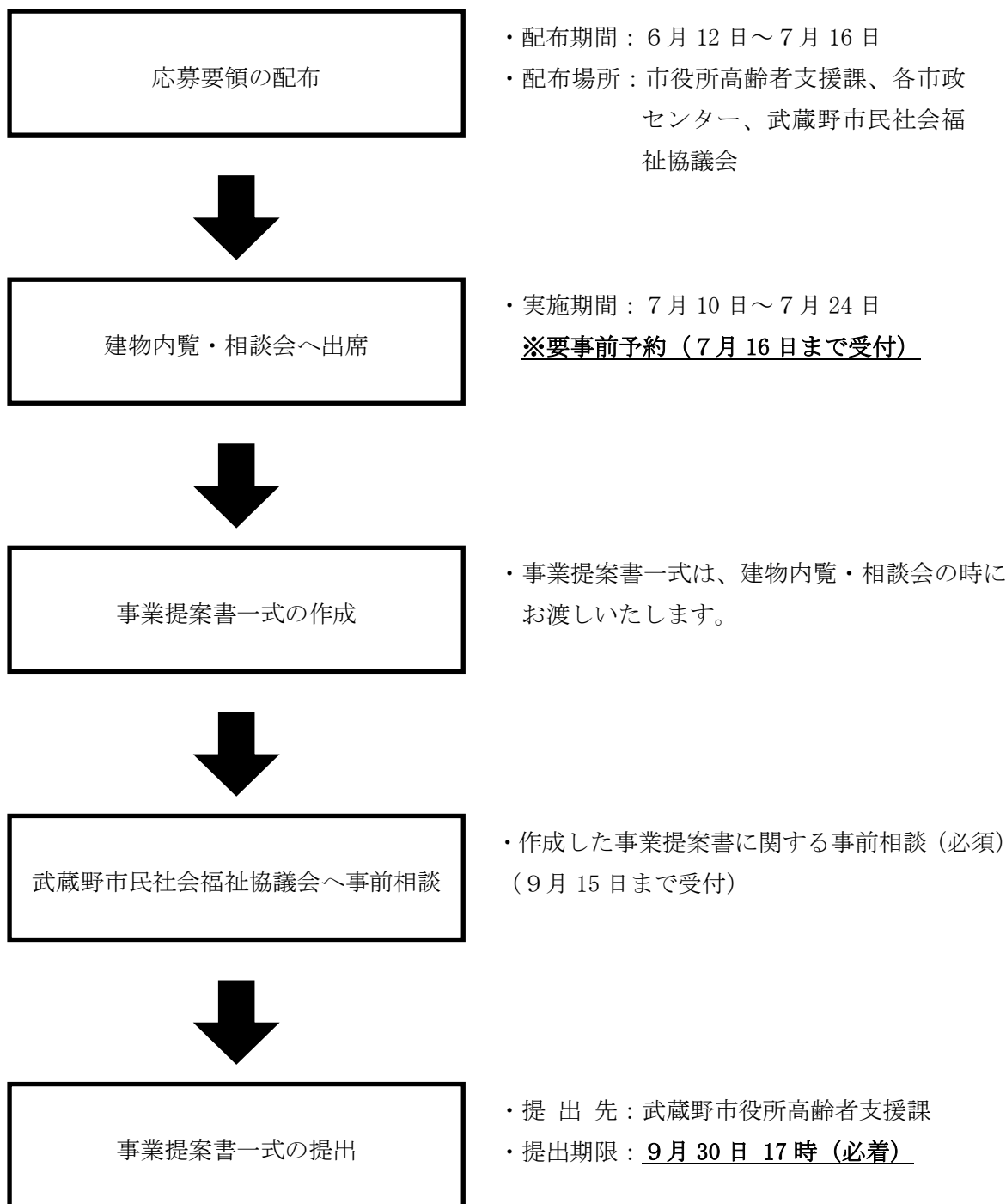
テンミリオンハウスは、地域に密着した、小規模施設による運営を理念としているため、主に普通の民家のような建物が活動場所となっています。令和8年度は以下の3施設の運営団体を公募します。以下の施設は既存施設で、新規施設ではありません。

1	施設名	月見路（つきみじ）
	区分	既存施設（市普通財産改修）
	開設年	平成12年（2000年）
	住所	武蔵野市吉祥寺北町1丁目11-7（1階）
	建物面積	100.58㎡（敷地面積227.19㎡）
	構造	鉄骨プレハブ造2階建
	その他	●2階は市職員用の災害対策住宅（2世帯） ●令和5年度に大規模改修を実施
2	施設名	そ~らの家
	区分	既存施設（市普通財産新築）
	開設年	平成12年（2000年）
	住所	武蔵野市吉祥寺南町5丁目6-16
	建物面積	159.31㎡（敷地面積186.19㎡）
	構造	RC造一部鉄骨造
	その他	●市立南町防災広場と併設 ●唯一、市が新築して開設した施設

3	施設名	ふらっと・きたまち
	区分	既存施設（民間新築後、市へ寄贈）
	開設年	平成29年（2017年）
	住所	武蔵野市吉祥寺北町5丁目7-9（1階）
	建物面積	84.46 m ² （敷地面積 213.00 m ² ）
	構造	木造2階建（在来工法）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●元所有者の自宅建替えに伴い、1階部分を施設として提供していただくことにより開設 ●その後、土地・建物をすべて市へ寄贈される。（元所有者は引き続き2階に居住）

※各施設の詳細は、8ページ以降の「各施設の概要（参考資料）」を参照してください。

3 応募の手順



4 応募方法

(1) 応募資格

- ① 地域の実状に応じた福祉サービスを柔軟に提供すると共に、誰もが集える支え合いの場とするなど、テンミリオンハウス事業の理念に沿った事業を行う団体であること。
- ② 宗教活動、政治活動又は公序良俗に反する事業を行わない団体であること。
- ③ 応募団体の会則及び運営スタッフ名簿等の提出があれば、法人格の有無は問わない。
- ④ 実際に運営に携わる者が、建物内覧・相談会への参加、事業計画書の提出、テンミリオンハウス事業有識者会議での面接に応じられること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。

(2) 応募（運営）団体に課せられる責務

- ① 既存施設にあっては、原則、現行の利用者の継続利用に配慮した事業内容とすること。
- ② 複数のテンミリオンハウス施設を運営しようとする場合は、それらすべての施設を同時に運営することが可能な組織体制を整えること。
- ③ 応募団体が、テンミリオンハウス事業以外の事業を行っている場合や、応募団体に関連団体等があって固有の事業を行っている場合、それらの事業とテンミリオンハウス事業との間で事務所機能、会計、備品類の調達及び使用、利用者の登録及び個人情報の管理等を明確に分離すること。
- ④ 応募団体に上位団体や本部があり、本部経費に類する名目の額を運営費補助から支出する必要がある場合は、任意の書式にその内訳及び算出根拠と、それらがテンミリオンハウス運営に寄与する効果を内訳ごとに明記し、事業計画書に添付すること。
- ⑤ テンミリオンハウス施設を、テンミリオンハウス事業以外の目的に使用し、又は再転貸することは認めない。

(3) 事業提案書の提出

希望するテンミリオンハウスでどのような事業を行いたいのかを「事業提案書」にまとめ、提出期限厳守で市へ提出してください。

<提出にあたっての注意事項>

- ① 建物内覧・相談会への参加は必須です。
※建物内覧・相談会に参加していない団体の事業提案書は受付できません。
※建物内覧・相談会は、市及び武蔵野市民社会福祉協議会の担当者が対応します。なお、電話での相談や質問については随時受け付けています。
- ② 事業提案書の作成は、武蔵野市民社会福祉協議会に相談しながら進めてください。市へ提出する際は、武蔵野市民社会福祉協議会の事前チェックを受けてください。

5 審査方法

(1) 面接

応募団体に対し、市が設置する武蔵野市テンミリオンハウス事業有識者会議にて以下の方法で面接を行います（応募団体が既存の運営団体1団体の場合は、武蔵野市テンミリオンハウス事業提案書による書面審議とします。申込多数の場合は書類審査を行う場合もあります）。

- ① 面接への参加は1団体につき3名までとします。プレゼンテーションは、テンミリオンハウスの施設長及び常勤スタッフとなる予定の方が行ってください（パートごとに分担して進行することは可能です。）。
- ② 面接は、1団体につきプレゼンテーション10分、質疑応答15分を予定しています。
- ③ プレゼンテーションでパワーポイントを使用することが可能です。事前に市役所高齢者支援課へ相談のうえ、動作チェックのためのデータ提出などにご協力ください。
- ④ 面接は一般公開します（定員40名程度）。

(2) 事業採択の審査

事業採択の審査は、武蔵野市テンミリオンハウス事業有識者会議（※1）の助言を考慮し、武蔵野市テンミリオンハウス事業採択・評価庁内委員会（※2）において、次に掲げる項目を対象に行います。

- (1) 事業の地域福祉への貢献度
- (2) 応募団体の事業推進力
- (3) 応募団体の企画力
- (4) 事業の健康維持及び介護予防への貢献度
- (5) 事業の管理運営の適正性

※1 テンミリオンハウス事業有識者会議

武蔵野市テンミリオンハウス事業有識者会議設置要綱及び実施要綱に基づき設置される懇談会。学識経験者、医療関係者、社会福祉事業者、地域福祉活動に従事している団体の代表、行政関係者等で構成。

※2 武蔵野市テンミリオンハウス事業採択・評価庁内委員会

武蔵野市テンミリオンハウス事業有識者会議設置要綱及び実施要綱に基づき設置される委員会。市役所健康福祉部の部課長及び武蔵野市民社会福祉協議会の事務局長で構成。

6 スケジュール

令和8年	6月12日(金)～7月16日(木)	応募要領配布
	7月1日(水)～7月16日(木)	建物内覧・相談会予約受付期間
	7月10日(金)～7月24日(金)	建物内覧・相談会(参加必須)
	9月30日(水)午後5時	事業提案書提出締切 ※市民社協への事前相談は9月15日(火)まで
	10月29日(木)	テンミリオンハウス事業有識者会議にて応募団体面接。 同日、事業採択・評価庁内委員会にて推薦団体を決定。
	11月中(予定)	運営団体を決定
令和9年	2月9日(火)	令和9年度補助金交付審議
	2月～3月	運営団体交代の場合は運営引継ぎ
	4月1日(木)以降	新しい運営期間の開始

7 補助金額について

補助項目	基準金額
基礎的経費	<p>事業標準</p> <p>週6日の開設、1日あたりの利用時間を6時間とする</p> <p>①通常の開設について、以下のとおり交付する。</p> <p> i) 週6日以上開設：600万円</p> <p> ii) 週5日開設：500万円</p> <p> ※同月に週5と週6が混在する場合、週5を適用</p> <p>②建物面積に応じて、以下のとおり交付する。</p> <p> i) 建物面積が100㎡未満：80万円</p> <p> ii) 建物面積が100㎡以上：100万円</p> <p>③施設維持管理の補助として、以下のとおり交付する。</p> <p> i) 施設の敷地面積が300㎡未満：160万円</p> <p> ii) 施設の敷地面積が300㎡以上：200万円</p>
運営体制に応じた加算	<p>基礎的経費と合計して上限1000万円の範囲で加算する</p> <p>①市内在住スタッフが、全スタッフの中で一定割合を占めている場合、段階的に加算する（加算額は別表1を参照）。</p> <p>②スタッフの80%以上が認知症サポーター養成講座等を修了し、認知症高齢者の処遇体制が取られている場合、50万円を加算する。</p> <p>③スタッフの80%以上が食品衛生講習を受講し、食品衛生の体制が取られている場合、30万円を加算する。</p>
事業内容に応じた加算	<p>基礎的経費及び運営体制に応じた加算とは別に積算する。</p> <p>①地域住民が無償ボランティアとして一定人数参加している場合、段階的に加算する（加算額は別表2を参照）。</p> <p>②シニア支え合いポイント制度を利用してボランティア活動ができる施設の登録を行う場合、5万円を加算する。</p> <p>③実習生、インターンシップ、小中学校・高校職場体験、視察等の受入れを行う場合、1日につき1万円を加算する。</p> <p>④乳幼児親子の利用について1日あたり5時間以上受け入れる場合、また、利用の際にスタッフが1名以上配置される場合、頻度別に加算する（加算額は別表3を参照）。</p> <p> ただし、1日3時間以上5時間未満の場合は別表3の半額を加算する。</p> <p>⑤在宅介護・地域包括支援センター等と年2回以上のケース検討会や情報交換会を行う場合、20万円を加算する。</p> <p>⑥地域住民向けに講習会やイベントを実施する場合、実施1回あたり10万円を加算する（ただし、12回を上限とする）。</p> <p>⑦地域団体等が実施するイベント・打合せ等に団体として参加する場合、1回あたり5万円を加算する（ただし、12回を上限とする）。</p> <p>⑧感染症予防対策を十分に実施の上で、会員又は地域住民向けにフレイル予防を推進するプログラムを実施する場合、段階的に加算する（加算額は別表4を参照）。</p> <p>⑨入浴サービスを実施する場合、1日につき1万円を加算する（ただし、20日を上限とする）。</p> <p>⑩HP、ブログ、SNSで月1回以上情報発信を行う場合、10万円を加算する。</p> <p>⑪500万円に令和6年度から前年度の最低賃金の上昇率・減少率を乗じた額を加算・減算する（1万円未満切り捨て）。</p>

初年度調弁費	新規施設開設時のみ適用 ※今回公募では該当なし
運営団体変更調弁費	5年に1度の公募により、 <u>現行運営団体から別の運営団体に変更になる場合</u> 、公募年度に限り1施設当たり80万円を交付
運営団体継続調弁費	5年に1度の公募により、 <u>現行運営団体が継続する場合</u> 、公募年度の翌年度に限り1施設当たり40万円を交付

テンミリオンハウス事業評価基準 別表

【別表1】運営体制に応じた加算①について

項目	加算額
全スタッフにおける市内在住スタッフの割合が50%以上	50万円
全スタッフにおける市内在住スタッフの割合が80%以上	80万円

【別表2】事業内容に応じた加算③について

項目（人数は延人数）	加算額
無償ボランティアの参加者数年間300人以上	30万円
無償ボランティアの参加者数年間400人以上	40万円
無償ボランティアの参加者数年間500人以上	50万円
無償ボランティアの参加者数年間600人以上	60万円
無償ボランティアの参加者数年間700人以上	70万円

【別表3】事業内容に応じた加算④について

項目	加算額
週1日	30万円
週2日	60万円
週3日	90万円
週4日	120万円
週5日	150万円
週6日	180万円

※1 1日5時間以上の受入が対象。

※2 1日3時間以上5時間未満の受入の場合は上記額の半額を加算する。

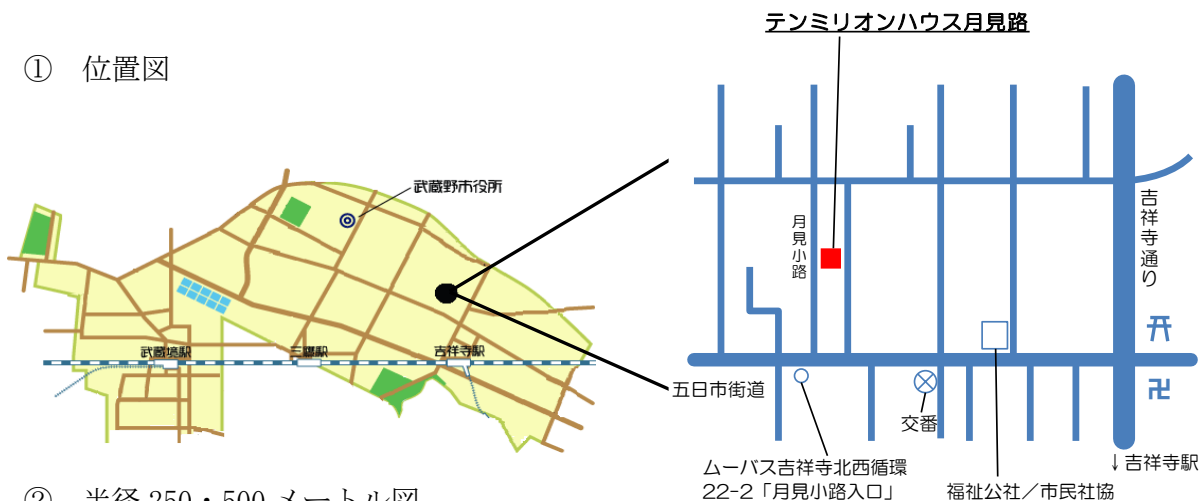
【別表4】事業内容に応じた加算⑨について

項目（人数は延人数）	加算額
フレイル予防推進プログラム実施回数10回以上	10万円
フレイル予防推進プログラム実施回数20回以上	20万円
フレイル予防推進プログラム実施回数30回以上	30万円
フレイル予防推進プログラム実施回数40回以上	40万円
フレイル予防推進プログラム実施回数50回以上	50万円
フレイル予防推進プログラム実施回数60回以上	60万円
フレイル予防推進プログラム実施回数70回以上	70万円
フレイル予防推進プログラム実施回数80回以上	80万円
フレイル予防推進プログラム実施回数90回以上	90万円
フレイル予防推進プログラム実施回数100回以上	100万円

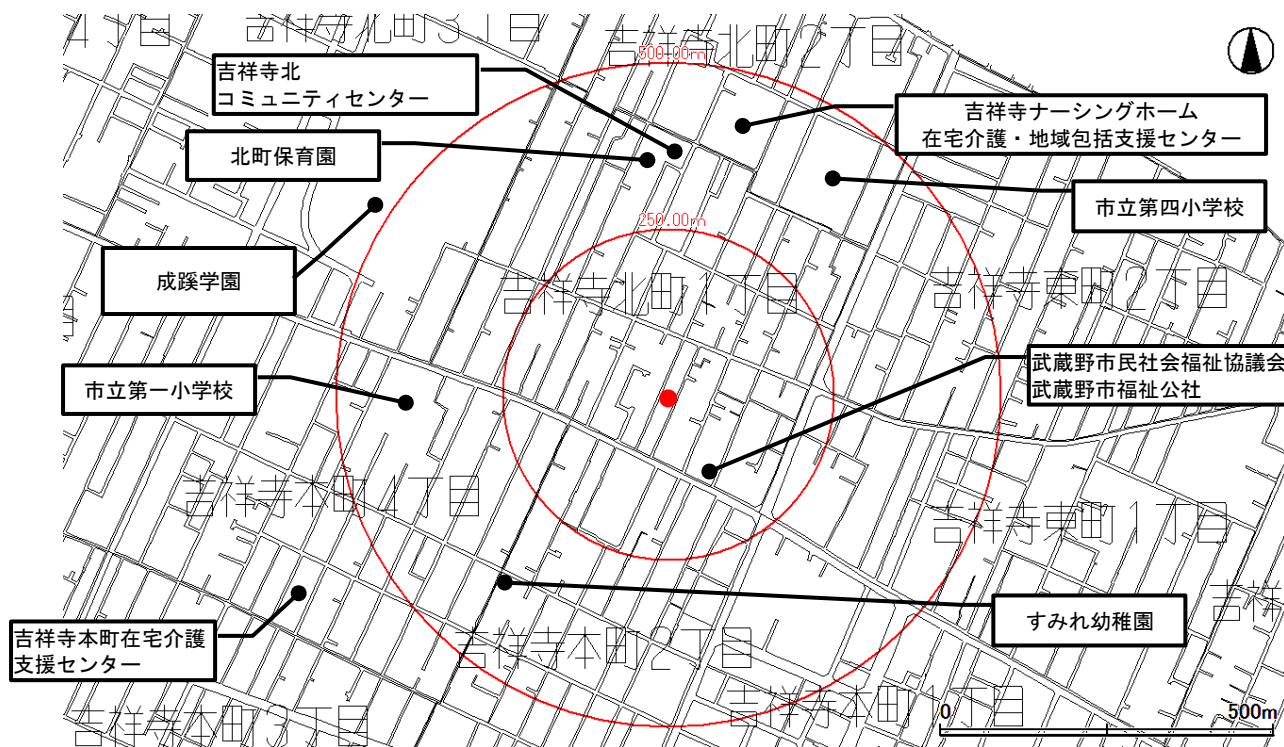
1 テンミリオンハウス月見路

住所：武蔵野市吉祥寺北町1丁目11-7（1階）

① 位置図



② 半径 250・500 メートル図



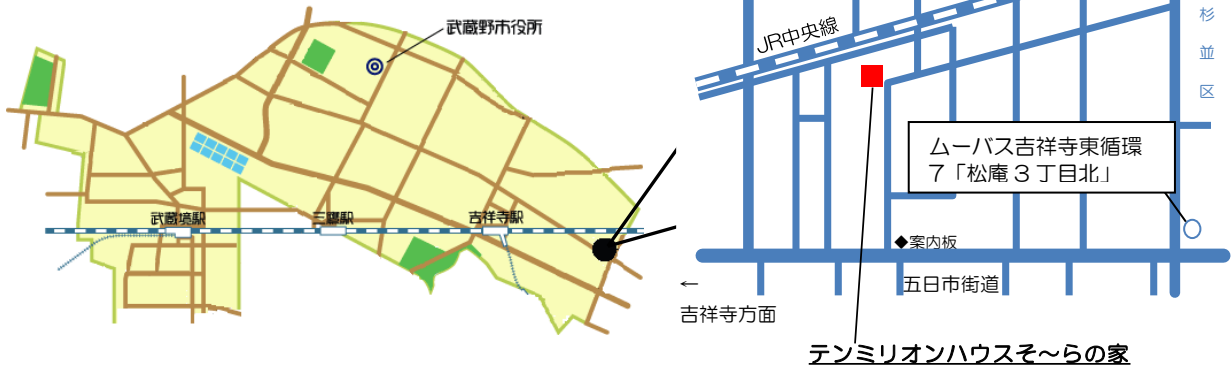
③ 周辺地域の人口（令和8年4月1日現在）（単位：人）

町丁目	総数	0～9歳	65～74歳	75歳以上	高齢化率
吉祥寺北町1丁目	3,566	169	398	566	
2丁目	2,397	184	224	415	
3丁目	3,922	267	336	555	
吉祥寺東町1丁目	3,027	153	290	395	
2丁目	4,722	230	465	737	
吉祥寺本町2丁目	2,899	147	224	312	
4丁目	3,955	243	413	559	
合計	24,488	1393	2,350	3,539	24%

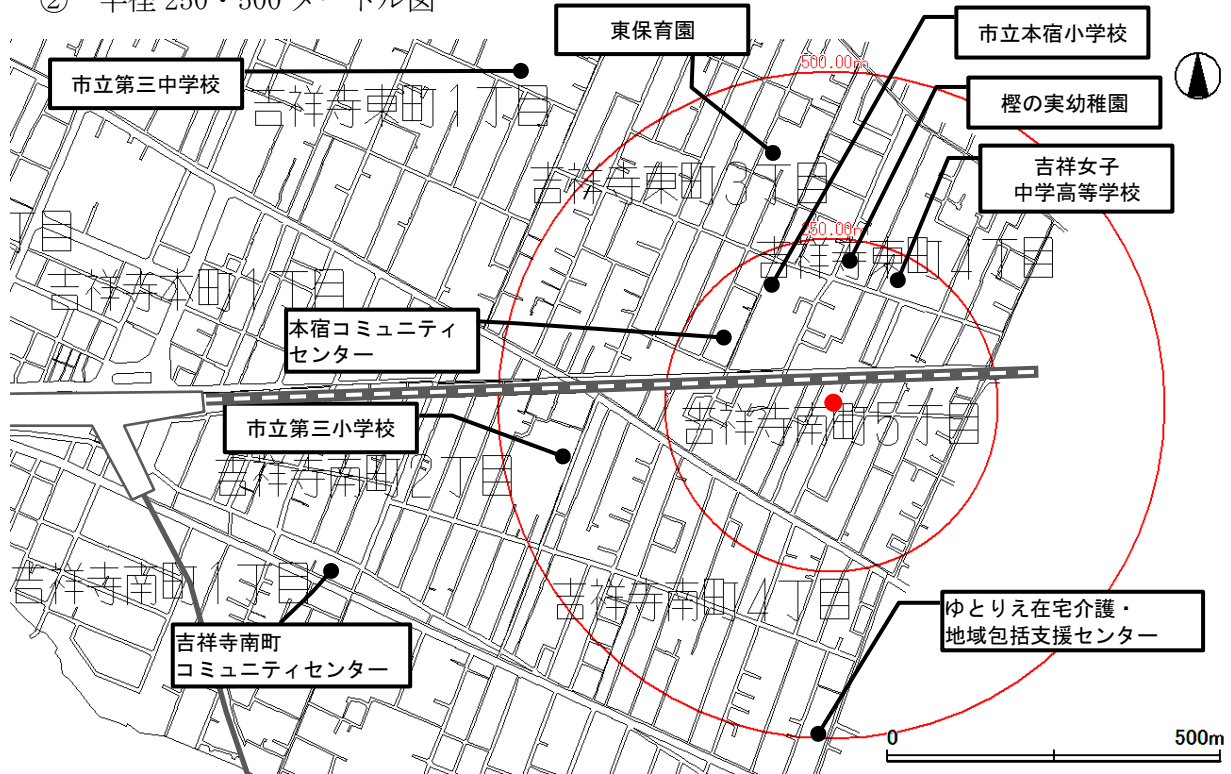
2 テンミリオンハウスそ~らの家

住所：武蔵野市吉祥寺南町5丁目6-16

① 位置図



② 半径 250・500 メートル図



③ 周辺地域の人口（令和8年4月1日現在）（単位：人）

町丁目	総数	0～9歳	65～74歳	75歳以上	高齢化率
吉祥寺南町4丁目	3,008	173	302	473	
5丁目	1,630	83	153	200	
吉祥寺東町3丁目	3,448	167	363	568	
4丁目	1,620	93	140	243	
合計	9,706	516	958	1,484	25%

令和8年度テンミリオンハウス運営団体応募要領

配布期間	令和8年6月12日から7月16日まで
問 合 せ	武蔵野市健康福祉部高齢者支援課管理係
電 話	0422 (60) 1940 (係直通)
F A X	0422 (51) 9218 (課直通)
E-mail	sec-kourei@city.musashino.lg.jp
ホームページ	「テンミリオンハウス」で検索し、「テンミリオン ハウス 武蔵野市公式ホームページ」をクリック